

2022年8月吉日

滋賀県

知事 三日月 大造 様

滋賀県中小企業家同友会

代表理事 水野 透

代表理事 永井 茂一

〒525-0059 滋賀県草津市野路8丁目13-1

電話 077(561)5333 FAX077(561)5334

E-Mail : [jimu@shiga.doyu.jp](mailto:jimu@shiga.doyu.jp)

URL : <https://shiga.doyu.jp/>

## 2023年度 滋賀県に対する

# 中小企業家の要望と提案

### □滋賀県中小企業家同友会の概要団体概要

創立 1979年1月

代表理事 水野 透(株式会社渡辺工業 代表取締役社長)

代表理事 永井茂一(株式会社ピアライフ 代表取締役)

会員数 600名(2022年8月1日現在)

中小企業家同友会は、経営者の自主的な自助努力による継続的な経営の安定と発展、経営者の資質の向上と、中小企業を取り巻く経営環境を改善することに努めています。

### 中小企業家同友会の3つの目的

- ① 同友会は、ひろく会員の経験と知識を交流して企業の自主的近代化と強靱(じん)な経営体質をつくることをめざします。
- ② 同友会は、中小企業家が自主的な努力によって、相互に資質を高め、知識を吸収し、これからの経営者に要求される総合的な能力を身につけることをめざします。
- ③ 同友会は、他の中小企業団体とも提携して、中小企業をとりまく、社会・経済・政治的な環境を改善し、中小企業の経営を守り安定させ、日本経済の自主的・平和的な繁栄をめざします。

## 1. はじめに

私たち滋賀県中小企業家同友会(以下「滋賀同友会」)は、1979年(昭和54年)設立以来、「よい会社をつくろう」「よい経営者になろう」「経営環境を改善しよう」の三つの目的を「自主・民主・連帯」の精神で追求し、「国民や地域とともに歩む中小企業」をめざして運動して参りました。

私たちは、自助努力による経営の安定と、中小企業をとりまく経営環境を改善するために、1997年より毎年「中小企業家の要望と提案」を作成し、知事、商工観光労働部長、県議会各会派に提出し、その実現を目指して意見交換を重ねて参りました。

2019年から始まった新型コロナウイルス感染症の影響からようやく抜け出そうとしている中で、先行して経済回復が始まったアメリカ、北欧、中国での需要拡大により、滋賀県経済は製造業を中心に持ち直しの傾向にあります。しかし、新たな要因として世界規模の半導体不足、世界規模でのサプライチェーンの毀損による資材不足、そして円安の亢進による企業物価指数の上昇などから、中小企業の経営は、いまだに困難な状況から脱していません。

緊急経済対策として様々な金融支援や雇用調整助成金、持続化給付金や事業再構築補助金などで中小企業への手厚い支援を受け、中小企業は苦しい中でも何とか経営を続けてきました。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響を完全に脱しているわけではなく、また当初は想定できなかった半導体不足や円安、そしてウクライナ問題など、この間に経営を困難にする事態が生じてきました。そんな中でも、今年から緊急融資の返済がはじまり、十分に回復していない中で返済の負担がのしかかるため、中小企業経営の先行きはまだまだ不透明です。

とりわけ、輸入資材の値上がりは深刻であり、需要はあっても部品や資材を調達できず、受注残として積みあがっていくしかない製造、建設業では目先の資金繰りに苦労しています。また、資材を調達できても販売価格に転嫁できない業種においては、利益を圧縮してでも仕事をこなさなければならぬ状況です。また、ガス、電気、石油など産業の血液ともいえるエネルギーの高騰により、ある会社では年間1000万円の利益がなくなるなどの事態となっています。

そういう経営環境の中で、中小企業経営をあきらめる経営者や、黒字のうちに精算する事業者や、長年地域を支えてきた事業をM&Aにより外国資本や大手資本に売却するなどの動きもみられ、「経済を牽引する力」であり、「社会の主役」であって、「国家の財産ともいべき存在」(中小企業憲章)である中小企業という社会インフラが失われていく危機を迎えています。

人手不足も中小企業にとって大きな懸念となっています。帝国データバンクの調査では、人手を確保できなかったことによる倒産件数も年々、増えており、地域に人材を残す取り組みを進めることは喫緊の課題となっています。そのためにも、学卒者が地域で活躍できる環境・制度を整備することはもとより、子育て世代が活躍できる仕組みを整備することが求められています。

また、2023年から始まるインボイス制度(適格請求書保存方式)によって、地域で活躍してきた小規模事業者の経営体力が失われ、多様な人材がビジネスを通じて地域の維持発展に貢献する、長年続けてきた生業をあきらめる事態も想定されています。

中小企業経営者の経営意欲を喪失しないよう滋賀県としても地域社会を維持し発展させる政策を大胆に構築し、即実行することが求められています。雇用と地域社会を守り、滋賀県経済崩壊の

危機を防ぐためには県内企業の99.8% (34,608社、うち小規模企業は29,578社・全体の85.3%、2016年統計)を占め、雇用の83.3% (284,781人、うち小規模企業は101,389人・全体の30.0%、2016年統計)を担う中小企業の維持・発展が不可決であり、「中小企業憲章」の精神と「滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例」の具体化として、また「滋賀県産業振興ビジョン2030」を補完し、真に地域で頑張る中小企業を支援するものとして、下記のような政策の実施を求めるものです。関係各位の早急なご協力、ご支援をお願いします。

## 2. 2023年度 滋賀県に対する中小企業家の要望と提案

### (1) 喫緊の課題

物価の高騰が中小企業の経営に深刻なダメージを与えています。中小企業家同友会全国協議会の調査でも、「仕入れ単価の上昇」が経営上の最大の問題と回答した企業が55%にのぼり調査開始依頼の最高値となりました(2022年1～3月期)。中でも建設業、製造業では7割近くの企業が仕入れ単価上昇を問題点として挙げており深刻な状況が続いており、これからも原材料高は上昇し続けるものと思われます。

しかし、仕入れ単価の上昇に対して、経済産業省・中小企業庁が受注側の下請け中小企業約4万社を対象に2月に実施した調査によると、直近1年間で発注側企業と価格交渉できなかった受注側企業は1割、価格転嫁が全く実現できなかった企業は2割にのぼったと報じられています。

2022年5月から6月にかけて弊会が実施した景況調査の結果をみると、主材料についての価格上昇について「かなり影響がある」と回答した企業は36.9%(製造業64.9%、非製造業28.5%)、「影響がある」と回答した企業は29.4%(製造業29.7%、非製造業29.3%)となっており、影響がある企業は66.3%(製造業94.6%、非製造業57.8%)に上ります。他方で、価格転嫁については「一部転嫁できた」と回答した企業が31.3%(製造業54.1%、非製造業24.4%)、「ほぼ転嫁できていない」と回答した企業が17.5%(製造業21.6%、非製造業16.3%)、「まったく転嫁できていない」と回答した企業が5.6%(製造業8.1%、非製造業4.9%)となっており、価格転嫁ができていない或いは不完全である企業は54.4%(製造業83.8%、非製造業45.6%)となっています。

「中小企業白書2014年」では、特に中小製造業において「80年代に入り持続的な上昇をみせていた中小製造業の価格転嫁力指標は、90年代半ば頃になると、一転して下落に転じ、それ以降は長期的な低下傾向にある。販売価格要因と仕入価格要因の動きを見ると、低下の主因は、90年代半ばから2000年代半ばまでは、主に販売価格の上昇難であったことが分かる。1990年のバブル経済崩壊以降、我が国経済が長期のデフレに見舞われていた中、中小製造業の価格転嫁力は、仕入価格の下落を上回る販売価格の下落によって、大きく損なわれていたことが見て取れる。他方、2000年代半ば以降は、逆に、販売価格の上昇を上回る大幅な仕入価格の上昇によって、中小製造業の価格転嫁力はさらに低下し続けたことが分かる。そして、2010年に入ると、仕入価格が上昇に転じたことを受けて、再び低下し始めている。そして、この間、中小製造業の販売価格はほとんど上昇しておらず、販売価格への転嫁が進んでいないことを示している。」と指摘しています。また大企業製造業では、販売価格上昇率は中小製造業とほぼ同等でありなが

ら、仕入れ価格上昇率は中小製造業のほぼ半分に抑えられており、規模間格差の拡大が見られるとしています。

これに対し政府は「下請け振興法」に基づき、価格転嫁に後ろ向きな大企業を大臣名で個別注意するなどの対策を表明していますが、パフォーマンスである感が強く、その効果は限定的と言わざるを得ません。

前述の同友会の調査後も、20年ぶりとも言われる急激な円安、ロシアによるウクライナ侵攻の長期化、収束の見えないコロナ禍など経営環境のいっそうの悪化も予測されます。

このような危機を克服し、滋賀県の地域経済の重要な担い手である中小企業が維持・発展できるように、滋賀県としても早急かつ効果的な対策を講じていただくことを要望します。

- 1) 「中小企業の価格転嫁推進室」(仮称)を設け、県内中小企業の価格転嫁の状況、課題などを早急に調査、公表してください。また、アンケートに回答しない企業については、出向いででもヒアリングを行うなどの対応を求めます。
- 2) コロナ対応融資(いわゆるゼロゼロ融資)の元本返済についても、個別企業の実情にあわせて弾力的な運用を行うよう県内金融機関に要請・指導を行ってください。
- 3) 「価格転嫁相談窓口」(仮称)を大津市のみならず県下の各市町村単位で設置し、中小企業の価格転嫁が円滑に進むように支援してください。

## (2) 建設資材の高騰への支援要望

建設業では長期化するコロナ禍で、民間需要の停滞が続いています。ウッドショックや原油高などの影響で資材価格が高騰し採算の悪化要因となっています。加えて半導体不足による欠品やロシア・ウクライナ情勢など先行きに警戒感が続きます。未曾有の事態に立ち向かう県内の建設業へ次のことを要望いたします

- ① 公共工事の早期発注と地元企業の受注機会を増やす支援策を実施すること
- ② 資材価格高騰が価格転換できない建設事業者への支援策を実施すること。

また、県内の中小建設事業において人手不足が深刻であり、とりわけ次世代の技術を担う建設技術者の育成は急務ですので、次のことを要望いたします。

- ・ 建設従事者の高齢化に伴い、現場管理技術者と専門職の職人が不足しています。技術者育成には人材の確保と時間と投資が必要です。建設業界で活躍できる人材育成の環境と制度への支援策を要望いたします。

## (3) 飲食業・宿泊業支援

コロナ禍における滋賀県内の観光業への対策・施策については、売り上げ増加という点においては、ある一定の成果はありました。例えば、滋賀旅などに関しましてはある程度の利用があり、効果を認められました。

しかしながら、売り上げ確保のための助成金等の施策は一過的であり、「クーポンがあるから泊りに来た」ということは、逆に言えば「クーポンがなければ滋賀県に来ない」と言い換えられます。また、まん延防止措置など隣県と差があるように県単位・市単位で大きな不均衡が生じて

います。

まずは売り上げを上げるための施策より、企業を存続させる為の施策が必要かと思えます。

関西万博(2025年日本国際博覧会)と国体(第79回国民スポーツ大会)が重なり多くの人々が2025年には関西、そして滋賀県へ訪れます。しかしながら、現状の経緯環境ではその前に滋賀の観光業が疲弊しきってしまうと考えます。新型コロナウイルス感染症特別貸付の返済の開始がスタートしますが、円安・物価上昇・エネルギーなどのインフラの高騰・売り上げの戻りの減少など数多くの変動があり返済と同時に倒産の危機に瀕しております。

この様な点から、雇用と企業を守るために次の施策を要望いたします。

1. 新型コロナウイルス感染症特別貸付の返済開始時期を延期すること
2. 新型コロナウイルス感染症特別貸付対象企業における各種減免措置
  - 1) 社会保険料の減免または免除
  - 2) 各種税金の減免または免除、とりわけ固定資産税・消費税など
  - 3) 雇用調整助成金の延長

#### (4) ITツール及びデジタルトランスフォーメーションに関する専門家の常駐

人口減少に伴う労働人口の減少、また労働生産性向上が叫ばれるなかで中小企業が生き延びるためにはDXの推進が必須であります。県におかれまして昨年「滋賀県DX官民協創サロン」を設置されるなどサポート体制を構築していただいておりますが、問合せ方法が限定的であることや、有識者が常駐されていないために円滑にサポートいただけない状況にあります。

また、経営資源の乏しい中小企業にとってハードウェアの導入費用は大きな負担となりますが、多くの補助金事業では他の業務への汎用性を理由に補助対象外となることが多く積極的に導入することができずしております。費用対効果をしっかり見極める必要がありますが、生産性向上に間違いなく寄与するケースなどに対して補助の範囲を拡げていただくことをご検討をお願いいたします。

1. 滋賀県DX官民協創サロン等への専門家の常駐、特に中小企業の経営や現場などの実態をよく知っておられる方の常駐をお願いします。
2. IT化、DX導入などの補助について、ソフトウェア、プログラムへの支援だけでなく、運用するためのパソコン、タブレットなどの端末についても補助をお願いします。

#### (5) 起業・創業、後継者育成

##### ① 起業(創業)支援

起業(創業)支援は、充実してきていますが、事業のスケールアップ及び長期的な事業の継続には、雇用が必要になるケースが多くあります。起業家にとって雇用のハードルを越えるためのサポートとして、初めて人を雇用するにあたり、運転資金の中でも人件費に対する融資利率の優遇措置や、補助金などのサポートをお願いしたい。

上記のサポートがあれば、近年、開業率が上がってきた女性起業家の事業において、法人の促進や雇用を生み出す可能性を高めることにもつながると考えます。

- ② 後継者と起業者のビジネスマッチングなどの機会を増やし、既存事業や第二創業への新たなアイデアの創発への流れを起こしていただきたい。

後継者にとっては、同世代で全責任を負って経営する姿が刺激となり、起業者にとっては、安定した経営基盤のある会社が取引先になれば、事業の継続性につながります。

- ③ 事業承継(後継者育成)支援

事業承継・引継ぎ支援センターの活動の中で、後継人材バンク(創業希望者と後継者を探している企業をマッチング)に関しては、その存在を創業支援の現場で紹介されるケースがほとんどなく、起業者に周知されていない現状がある。

ゼロからイチを創り出す、熱い思いの創業者マインドをもつ「起業家タイプ」だけでなく、すでにあるものを生かして新しい価値を創り出す「経営者になりたい人」を発掘するアプローチも、必要なのではないかと考えます。

事業承継には、準備や後継者の育成も含め、承継前後 10 年ほどの時間を要するケースが多いです。また、他者が継げる企業づくり(継ぎたくなる企業づくり)、買い手がつく 企業づくりが、企業体質の強化にもなるため、公的機関からも、現経営者への意識づけを早い段階から行っていただき、中小企業の有形・無形の価値ある資産を、未来の発展のために社会として繋いでいける仕組みづくりを推進していただきたい。

- ④ 社員からの承継推進により、企業の持続可能性を高める

少子高齢化と共に親族間での事業承継はますます難しくなっています。M&A に関しては金融機関や民間の支援事業者がサポートする体制が急激に広まっていますが、アドバイザー契約を結び、書類の提出、デューデリジェンス、マッチング、M&A 後の組織文化の統合など、成約にいたるまでとその後収益を生み出す体制になるまで、数年を要するケースが少なくありません。将来への道筋が描けない期間に失われる財務価値や人的価値を鑑み、社員からの承継を奨励する制度を作っていただきたい。それにより、企業成長の早い段階から、次代の経営者育成への取り組みが各企業でなされ、持続可能な経営への具体的な推進力になると考えます。

- ⑤ シニア世代の働きがいをもつ起業支援の推進

起業支援が充実し、大学など教育機関での起業家教育が進んできています。誰しも新しい仕事を生み出すチャレンジができる世の中になりつつある一方で、企業で働くシニア世代が嘱託の立場となり、年金受給額の制約下で、働く意欲を失い、組織活力や組織風土への負の影響を及ぼすケースもみられます。老人性うつやそれに伴う認知機能の低下など、関わる家族の働き方や生活への深刻な影響につながる可能性もあります。シニア世代の働く意欲の喪失がもたらす社会的コストを鑑み、シニア世代への起業支援と、その後継者の育成をセットにした支援体制を確立していただきたい。

## (6) 女性活躍

女性のライフステージにおける課題に応じた環境整備に、健康経営や男性の働き方改革の連動を推進していただきたい

- ① 女性特有の身体の変化と健康経営の連動により、女性活躍を推進できる基盤づくりを制度面から後押ししていただきたい。

女性が企業や社会で活躍するには、そのライフステージごとの課題に応じた環境整備が重要です。月経困難症、不妊治療、更年期障害など、身体の変化に伴う不調が、女性の活躍を妨げるケースが散見されますが、声を上げにくく周りの支援も受けにくい状況が否めません。滋賀県女性活躍推進企業認証基準の“29.女性活躍を推進する社内体制、組織、または担当職を設置している”という項目に、健康経営優良法人 認定項目 3.制度・施策実行にある“⑩女性の健康保持、増進に向けた取り組み”という側面も明示し、女性活躍推進と健康経営が連動し相乗効果を生むよう、道筋をつけていただきたい。

- ② 男性の働き方改革により、女性が活躍しやすい職場環境づくりの推進を、制度面から後押ししていただきたい。

妊娠・出産・子育て、介護、家事、家族の送り迎え、地域活動などと、仕事との時間配分など、仕事と家事労働の他の奉仕時間を合わせると、実は休む暇がないという実態があり、心身ともに疲労の蓄積が、身体や心の不調につながるケースもあります。そのため重責を担い長時間労働になりやすい管理職につくことや経営者としてのスケールアップを、無意識に止めている可能性も考えられます。また家事育児を優先すると、短時間労働や非正規による働き方を選ばざる負えなくなるため生活基盤が脆弱となり、離婚によってさらに生活が困窮、将来の年金受給額が減少し、老後の生活も不安定となる可能性が高まり、貧困の連鎖が予測されます。特に既婚女性が自立できる賃金が稼げる環境づくりには、家事・育児の分担ができるよう男性の働き方改革が必要となりますが、2021年6月に男性の育児休業促進策を盛り込んだ育児・介護休業法が改正されたことについての認知度は、まだまだ低いのが現状です。

滋賀県女性活躍推進企業認証制度の認証基準 女性活躍推進項目③”過去3年間での育児休業取得率(男性)が「7.9%以上」である。”と定められている取得率を15%以上にしたい。それにより、男性が育児休暇を取得しやすくなる職場環境づくりの加速化を後押ししていただきたい(2021年の女性管理職の割合は平均で8.9%(帝国データバンクの調べ)に基づき、1.7倍にすることで、女性管理職の割合をまずは10%に引き上げを目指す)。

## (7) 新分野への挑戦、業態変化

滋賀県ホームページには、「滋賀県は全国有数の内陸工業県」「県内総生産に占める製造

業の割合は 44.6%で全国 1 位」「第 2 次産業で働いている人の割合は 33.81%で全国 1 位」と掲載されており滋賀県産業では重要な位置づけとなっています。

製造業では 原材料費、工場や加工組立機械等の設備投資費、研究開発費などが必要になります。昨今、省力化が進んでいるものの加工や組立には人材は欠かせない業種です。コロナ禍や紛争を起点とした燃料・材料高騰や材料入手の遅延、少子化や高齢化による人材不足は、製造業の生産活動に大きな影響を与えています。

滋賀県中小企業活性化施策実施計画においても、上記の現状を踏まえいろいろな施策を計画されていることは心強いことです。

今後の経営環境改善には DX の推進が必要不可欠で、県においても「小規模事業者 DX 活用し援事業」「製造現場への AI・IoT 導入促進事業」「DX による新たなビジネスモデルづくり事業」などを計画されていますが、製造業の大きな比率を占める小規模事業者などに、どのように DX 活用を実のあるものにしていくか具体策が見えてきません。セミナーやアドバイス に留まらずに製造業での DX 活用の好事例を多くの小規模事業者・中小企業において伴走型で立ち上げていただくことを望みます。

ジェトロ 2021 年 11 月調査では「中小企業の海外事業拡大意欲は低め、しかし輸出には積極姿勢」「海外に進出しない理由として最も多く挙げられたのが、資本、人材など海外進出に割ける経営資源の不足」「急速に進展したデジタル化やオンライン化に伴い、海外拠点を持つ意義が薄らいだ。ビジネスのデジタルシフトが海外進出方針にも徐々に影響している。」と報告されています。滋賀県の海外展開支援においては、上述の変化を見据えた幅広い支援策を希望します。

## (8) 地域に若者を残し、元気な滋賀県を創造する施策の推進

### ① 中小企業の社員に対する奨学金返済を支援する制度の創設

学生うち約半数が何らかの形で奨学金を受けています。日本学生支援機構によれば、奨学金を借りた人の借入総額の平均は 3,243,000 円、毎月の平均返済額は 16,880 円となっており、13～20 年ほどの長い返済期間になっています。京都府や兵庫県では従業員への奨学金返済負担軽減支援制度を設ける中小企業等に対し、当該企業等の負担額の一部を支援する制度がありますが、滋賀にはなく、県内企業にとっては人材獲得における非常に大きな不利要素となっています。

※京都府 就労・奨学金返済一体型支援事業

※兵庫県 中小企業就業者確保支援事業(兵庫型奨学金返済支援制度)

### ② 厚生労働省が行うユースエール認定の活用

ユースエール認定(若者雇用促進法に基づく認定)制度はホワイト企業認定として非常にハードルが高く(平均時間外労働月 20 時間以下、平均有給消化率 70%以上、離職率が 20%以下)この認定企業の情報を発信することは、滋賀県に魅力的な中小企業が多数あることを伝えるために非常に有効なツールになります。

しかし、現状では県の事業で行っている合同企業説明会(しがジョブパーク主催)などでも



ユースエール認定企業に対する優待枠がないなど、ユースエール認定を取得するメリットに乏しい状況です。滋賀県独自にもっとメリットを付与することによって認定企業を増やし、滋賀県をホワイト企業の街とするようなブランディングが必要と考えます。

③ 中小企業で働く人たちのリカレント教育を受ける機会の確保

中小企業のイノベーションを促進するためには、経営者を含めた既存の人材育成が欠かせません。県内の大学と中小企業(団体)の連携によるリカレント教育の推進など、一社では取り組みにくい人材育成を共同で行うことに対する支援をお願いしたい。

(9) 多様な人材の就労環境の整備と雇用の促進

① 法定雇用率の対象とならない企業における障害者雇用の実態調査を今後も継続的に実施いただきたい

滋賀県障害者プラン 2021 では「企業で障害のある人が「働く」ことについての理解促進」、「中小企業を含めた企業での一般就労に向けた支援体制整備」、「更なる一般就労の促進と中小企業での障害者就労の状況把握」が施策方針として謳われています。

こうした中、令和 4 年度、滋賀県ではこれまで障害者雇用の調査対象とならなかった法定雇用率の対象とならない企業を含めることとされたと聞いており、私たちの積年の要望をお聞き届けいただいたものと確信しております。

先に掲げた障害者プランの施策方針を実効あるものとするには定量的かつ継続的なデータと定性的な中小企業の優れた実践例、双方の積み上げが必要であることから、調査の結果を県民・各経済団体に幅広く周知するとともに、単年度調査で終わることなく次年度以降も継続して実施することを確約いただきたい。

② 企業と各支援機関とが分野横断的に働きづらさがある人の働くこと、働き続けることを協議する場を設けていただきたい。

中小企業での働きづらさがある人の雇用・定着を推進するためには経営者とその支援機関とが連携した支援体制が必要です。中小企業家同友会では社員をもっとも信頼できるパートナーとして位置付け、人を生かす経営の学びと実践の運動をしていますが、一方で多くの企業経営者にとって働きづらさがある人について学ぶ場、知る場が不足しています。

支援機関はそれぞれ障害、若者、医療、外国人、生活困窮者などの専門があるところですが、こうした支援機関と企業経営者や経済団体とが分野横断的に誰もが働ける・働き続けられる社会に向けて連携のあり方等を協議する場を設けていただきたい。

③ 制度の狭間に陥りがちな、がん患者等長期療養者、若年認知症患者等に対する第三の働く場を整備いただきたい。

中小企業で働いている人の中にはがん等の疾患により長期療養が必要な方や若年認知症その他進行性の難治疾患の方、障害者手帳は取得していないものの本人が生きづらさ・

働きづらさを感じている方がいます。県では労働局とともに仕事と治療の両立支援、就労支援を実施されているところですが、病気の進行等により企業での就労が困難になってきた方がやりがいを持って仕事をできる場が限られています。

県での取り組み等を受けて一部高齢者介護施設、障害者就労支援施設での受け入れが見られるところです(若年認知症地域ケアモデル事業(仕事の間))。こうした取り組みをより広く発信するとともに受け入れ事業所が必要な支援を提供できる体制を整備し、進行性の難治疾患の方が退職後も自身の力を生かした自分らしい働き方ができるような体制を整備いただきたい。

- ④ 中小企業から障害者施設等への仕事の発注を継続できる評価システムを整備いただきたい。

新型コロナウイルス感染拡大を背景として中小企業を取り巻く景況は悪化しており、これを受けて障害者施設では企業からの下請け作業の発注が減少しています。あるアンケート調査では回答した施設の9割で仕事が減少し、4割の事業所では施設を利用される方の就労機会の提供に影響が出ているとのことです(NPO 法人滋賀県社会就労事業振興センター 新型コロナウイルス感染拡大に伴う滋賀県内障害福祉サービス事業所への影響及び対応調査 2020.4.30)。

県では「しが障害者施設応援企業認定制度」にて障害者施設への発注金額に応じて建設工事等入札参加資格における評価項目の加点を行う制度を用意されているところです。地域とともに歩むという観点からは中小企業と福祉施設に差はありません。施設を利用される方が安心・安定して仕事に取り組めるために、地域福祉に積極的に貢献する中小企業を業種・業態の区分なく評価する仕組みを検討いただきたい。

- (10) 外国人を企業の人材として生かすために

- ① 外国人労働者の生活環境の整備を、日本語教育、医療の体制整備、子供の教育などを柱として地方公共団体と連携を密にし、外国人材の受入を促進する政府に対しても要請しつつ、具体的に推進していただきたい。とりわけ政府に対しては、在留資格を持つ外国人労働者の配偶者や家族に対する就労制限(週 28 時間)の緩和や就労ビザの取得要件を緩和することで、安心して働き生活出来る条件整備を行うように要請していただきたい。
- ② 外国籍の子供が安心して学べる条件と環境を整備すると共に、既存の外国人学校の施設整備補助や教員配置など人的支援を進めていただきたい。また、卒業生の就労については地域の中小企業とも連携して取り組めるように支援をしていただきたい。
- ③ 留学生のインターンシップや、新しい奨学金制度の整備(例えば地域の企業と連携して基金を募るなど)、卒業後の就職に対するサポート体制等をすすめていただきたい。
- ④ 中小企業が社内で独自に行う、外国人労働者や家族の日本語教育や暮らしに関わる研

修や福利厚生の取り組みについて、支援制度を設けていただきたい。

- ⑤ 実習生制度の見直しについて、製造業比率の高い滋賀県として政府に提言していただきたい。実習生も労働力となっている現実を踏まえ、一定基準をクリアする企業の直接受け入れを可能にし賃金引上げの実現について検討していただきたい。

(12) 適格請求書等保存方式(インボイス方式)導入の凍結・延期を

消費税制において、2023年10月から仕入税額控除の要件として適格請求書等保存方式、いわゆるインボイス方式の導入が予定されています。この導入は中小零細企業の事務負担が一層増加することや流通の混乱、国民経済の停滞などといった影響が予想されます。多くの事業者はインボイス方式の仕組み、具体的内容、そしてその影響といった問題点を理解していません。例えば、免税事業者はインボイスを発行できず、インボイスがないと仕入税額控除はできないことから、消費税の課税事業者はインボイスを発行しない免税事業者との取引を回避したり、取引価格の値下げ要求へと繋がります。逆にこの免税事業者は課税事業者との取引を継続するため、免税事業者自らが課税事業者になることを選択したとするならば、消費税における零細事業者のセーフティーネットとして機能している事業者免税点制度が実質機能しないことにもなります。

これらの例からして、適格請求書等保存方式の導入は、小規模事業者にとっては死活問題であり、また彼らと取引のある事業者にとっても多くの負担や混乱を生み出すことにもなります。インボイス制度の導入は免税事業者の廃業につながり、これにより日本経済、とりわけ中小企業や地域社会の活力を奪うこと可能性があります。

わが国の消費税制は、仕入税額控除にあたり、現状の帳簿方式(アカウント方式)で十分に機能してきました。専門家が複数税率であっても現行の請求書等の記載事項の変更によって十分維持できると判断している以上、零細事業者の消費税負担、事務負担を増やし、経済活力を奪い、課税事業者にとっても混乱を招く適格請求書等保存方式(インボイス方式)を導入する理由はありません。

滋賀県経済の健全さを維持し、地域を支える零細事業者の廃業を阻止するため、適格請求書等保存方式(インボイス方式)の導入の凍結・延期を国に対して県より要望していただくことを望みます。

(13) 県内中小企業の実態調査(可能な限り悉皆)を直ちに実施すること。

コロナ禍の影響で加速する中小企業の倒産・廃業を避けるためには、中小企業の現場がどのような状況になっているかを正しく掴むことから始まります。

政府や県の緊急経済対策によって当面の資金が調達できたとしても、引き続き経済活動は制約され、従前の売上・利益の確保が困難な観光やサービス・飲食関連業界、世界的な生産体制の崩れや販売不振により打撃が広がる輸送機器や建設機器製造業と関連製造事業者、雇用不安による収入減少で消費の低迷が響いてくる建築や内需に依存する業界など、中小企業の状況は厳しい方向に向かってはいるものの、決して一律ではありません。

特に人の移動を前提とする飲食業・観光業におけるダメージはこの2年間で蓄積されており、存続の危機に瀕しているといっても過言ではありません。また、製造業であっても、輸出製品にかかわる業種や衛生品や電子機器、通信機器については持ち直しつつあるものの、造船バルブ、繊維など国内消費に関する製造については依然として厳しい状況が続いています。特に持ち直しつつある製造業では海外からの実習生が自由に入国できないなかで人手不足が深刻となり、生産ラインを維持することが困難となっています。それらの現状をいち早くつかみ、これまで以上により細やかな支援策が求められています。

「滋賀県産業振興ビジョン2030」では「変化」や「価値の共創」、「チャレンジ」という言葉が多用されていますが、それらの取り組みが実効性をもつためには、補助金の利用率や各種セミナーの参加率という指標に基づく評価ではなく、やはり実際に経営に取り組んでいる経営者との不断のコミュニケーションが必要であると考えます。

- (14) 知事がリーダーシップを取り、中小企業を守る、経営者の抱えるあらゆる課題を解決することを目標にした組織を立ち上げ、調査活動で得た情報を分析・施策化して推進する体制をつくること。

実態調査によって得た情報を専門機関や大学の知見も活用して分析し、共通して解決する課題が明確になれば、次の段階として課題解決に向けた施策の推進エンジンが必要になります。

コロナ禍のように経済だけでなく社会活動にまで影響が及んでいる現下の情勢では、従来の「中小企業活性化審議会」のように、金融機関や中小企業経営者、商工観光労働部だけの会議体では施策の立案・推進エンジンには不十分だと考えます。

中小企業を守ることを地域社会全体の課題として位置づけるために、知事がリーダーシップを取って、その事を目標にした新しい組織を立ち上げ、県民上げて取り組んでいくための推進エンジンとすることを提案します。

- (15) 「中小企業憲章」と「滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例」の理念と精神に基づき、多様な中小企業が主役となり、安定的で活力ある地域社会を創造する成長戦略の推進を政府に要請していただきたい。

政府の成長戦略会議には、「中小企業再編論」（中小企業の低生産性の原因はその規模にあり、規模拡大が見込めない小規模企業は退出すべきとする理論）を展開するメンバーが起用され、中小企業政策として「合併等により中小企業の規模を拡大し、生産性を引き上げていくことは重要である」と、その再編を政府に対して促しています。

また、公益社団法人経済同友会の櫻田謙悟代表幹事は日本テレビのインタビューにおいて「とにかく(企業の)数が多すぎる、小さすぎる、生産性というか利益率が低すぎるっていうのがはっきりしてるわけで。ここから目をそらしたまま『賃金を上げればなんとかなる』ということには、多分ならないし上げられないと思います」と発言しています。

<https://news.yahoo.co.jp/articles/077326fe13980d3cb7352a6dc98d1f8b9a6e79a5>

しかし、名城大学名誉教授の渡辺俊三氏によれば、日本はイギリス・フランス・ドイツ・アメリカと比較して中小企業が少ない国です。2020年度国内調査と2016年海外調査にもとづき集計すると、1企業当たりの人口は日本で35.1人(2020年)、イギリスで12.7人(2019年)、フランスで17.9人(2020年)、ドイツで22.8人(2011年)、アメリカで11.5人(2012年)であり、日本では中小企業がより多くの人々の雇用の場、生活の場になっていると指摘しています(中小企業家しんぶん 2021年2月15日号6面)。

私たちは、このコロナ危機にあっても、全力でそれを乗り越え、さらなる発展につなげていくべく、日々奮闘しています。地域や業界を支えていく使命、社員やその家族の生活や生涯設計を保障する使命が私たちにはあるからです。

その使命を果たしていくために、生産性向上は絶対に外すことはできませんが、それが最終目的でもないことは言うまでもありません。ポストコロナの地域社会の再生は、二割の雇用・三割のGDPを担うグローバル企業ではなく、企業数の99.7パーセント、雇用の8割を担う多様性に富んだ中小企業に他なりません。私たちはそうした矜持のもと、地域を担うすべての皆さんと手を携えて、このコロナ禍も乗り越えていきたいと切に願っております。

滋賀県としても、知事が「中小企業憲章」と「滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例」の理念と精神に基づき、生産性だけを物差しとした中小企業の整理淘汰や再編ではなく、多様な中小企業が主役となり、安定的で活力ある地域社会を創造して行く立場を表明され、ポストコロナにおける成長戦略の推進を政府に要請していただきたい。

中小企業は、経済を牽引する力であり、社会の主役である。常に時代の先駆けとして積極果敢に挑戦を続け、多くの難局に遭っても、これを乗り越えてきた。戦後復興期には、生活必需品への旺盛な内需を捉えるとともに、輸出で新市場を開拓した。オイルショック時には、省エネを進め、国全体の石油依存度低下にも寄与した。急激な円高に翻弄されても、産地で連携して新分野に挑み、バブル崩壊後もインターネットの活用などで活路を見出した。

我が国は、現在、世界的な不況、環境・エネルギー制約、少子高齢化などによる停滞に直面している。中小企業がその力と才能を発揮することが、疲弊する地方経済を活気づけ、同時にアジアなどの新興国の成長をも取り込み日本の新しい未来を切り拓く上で不可欠である。

政府が中核となり、国の総力を挙げて、中小企業の持つ個性や可能性を存分に伸ばし、自立する中小企業を励まし、困っている中小企業を支え、そして、どんな問題も中小企業の立場で考えていく。これにより、中小企業が光り輝き、もって、安定的で活力ある経済と豊かな国民生活が実現されるよう、ここに中小企業憲章を定める。

## 1. 基本理念

中小企業は、経済や暮らしを支え、牽引する。創意工夫を凝らし、技術を磨き、雇用の大部分を支え、暮らしに潤いを与える。意思決定の素早さや行動力、個性豊かな得意分野や多種多様な可能性を持つ。経営者は、企業家精神に溢れ、自らの才覚で事業を営みながら、家族のみならず従業員を守る責任を果たす。中小企業は、経営者と従業員が一体感を発揮し、一人ひとりの努力が目に見える形で成果に結びつき易い場である。

中小企業は、社会の主役として地域社会と住民生活に貢献し、伝統技能や文化の継承に重要な機能を果たす。小規模企業の多くは家族経営形態を採り、地域社会の安定をもたらす。

このように中小企業は、国家の財産ともいべき存在である。一方で、中小企業の多くは、資金や人材などに制約があるため、外からの変化に弱く、不公平な取引を強いられるなど数多くの困難に晒されてきた。この中で、大企業に重きを置く風潮や価値観が形成されてきた。

しかし、金融分野に端を発する国際的な市場経済の混乱は、却って大企業の弱さを露わにし、世界的にもこれまで以上に中小企業への期待が高まっている。国内では、少子高齢化、経済社会の停滞などにより、将来への不安が増している。不安解消の鍵となる医療、福祉、情報

通信技術、地球温暖化問題を始めとする環境・エネルギーなどは、市場の成長が期待できる分野でもある。中小企業の力がこれらの分野で発揮され、豊かな経済、安心できる社会、そして人々の活力をもたらし、日本が世界に先駆けて未来を切り拓くモデルを示す。

難局の克服への展開が求められるこのような時代にこそ、これまで以上に意欲を持って努力と創意工夫を重ねることに高い価値を置かなければならない。中小企業は、その大いなる担い手である。

## 2. 基本原則

中小企業政策に取り組むに当たっては、基本理念を踏まえ、以下の原則に依る。

一．経済活力の源泉である中小企業が、その力を思う存分に発揮できるよう支援する

資金、人材、海外展開力などの経営資源の確保を支援し、中小企業の持てる力の発揮を促す。その際、経営資源の確保が特に困難であることの多い小規模企業に配慮する。中小企業組合、業種間連携などの取組を支援し、力の発揮を増幅する。

二．起業を増やす

起業は、人々が潜在力と意欲を、組織の枠にとらわれず発揮することを可能にし、雇用を増やす。起業促進策を抜本的に充実し、日本経済を一段と活性化する。

三．創意工夫で、新しい市場を切り拓く中小企業の挑戦を促す

中小企業の持つ多様な力を発揮し、創意工夫で経営革新を行うなど多くの分野で自由に挑戦できるよう、制約の少ない市場を整える。また、中小企業の海外への事業展開を促し、支える政策を充実する。

四．公正な市場環境を整える

力の大きい企業との間で実質的に対等な取引や競争ができず、中小企業の自立性が損なわれることのないよう、市場を公正に保つ努力を不断に払う。

五．セーフティネットを整備し、中小企業の安心を確保する

中小企業は、経済や社会の変化の影響を受け易いので、金融や共済制度などの面で、セーフティネットを整える。また、再生の途をより利用し易いものとし、再挑戦を容易にする。

これらの原則に依り、政策を実施するに当たっては、

・中小企業が誇りを持って自立することや、地域への貢献を始め社会的課題に取り組むことを高く評価する

- ・家族経営の持つ意義への意識を強め、また、事業承継を円滑化する
- ・中小企業の声を聴き、どんな問題も中小企業の立場で考え、政策評価につなげる
- ・地域経済団体、取引先企業、民間金融機関、教育・研究機関や産業支援人材などの更なる理解と協力を促す
- ・地方自治体との連携を一層強める
- ・政府一体となって取り組むこととする。

### 3. 行動指針

政府は、以下の柱に沿って具体的な取組を進める。

#### 一. 中小企業の立場から経営支援を充実・徹底する

中小企業の技術力向上のため、ものづくり分野を始めとする技術開発、教育・研究機関、他企業などとの共同研究を支援するとともに、競争力の鍵となる企業集積の維持・発展を図る。また、業種間での連携・共同化や知的財産の活用を進め、中小企業の事業能力を強める。経営支援の効果を高めるため、支援人材を育成・増強し、地域経済団体との連携による支援体制を充実する。

#### 二. 人材の育成・確保を支援する

中小企業の要諦は人材にある。働く人々が積極的に自己研鑽に取り組めるよう能力開発の機会を確保する。魅力ある中小企業への就業や起業を促し、人材が大企業信仰にとらわれないよう、各学校段階を通じて健全な勤労観や職業観を形成する教育を充実する。また、女性、高齢者や障害者を含め働く人々にとって質の高い職場環境を目指す。

#### 三. 起業・新事業展開のしやすい環境を整える

資金調達を始めとする起業・新分野進出時の障壁を取り除く。また、医療、介護、一次産業関連分野や情報通信技術関連分野など今後の日本を支える成長分野において、中小企業が積極的な事業を展開できるよう制度改革に取り組む。国際的に開かれた先進的な起業環境を目指す。

#### 四. 海外展開を支援する

中小企業が海外市場の開拓に取り組めるよう、官民が連携した取組を強める。また、支援人材を活用しつつ、海外の市場動向、見本市関連などの情報の提供、販路拡大活動の支援、知的財産権トラブルの解決などの支援を行う。中小企業の国際人材の育成や外国人材の活用のための支援をも進め、中小企業の真の国際化につなげる。

#### 五. 公正な市場環境を整える

中小企業の正当な利益を守る法令を厳格に執行し、大企業による代金の支払遅延・減額を防止するとともに、中小企業に不合理な負担を招く過剰な品質の要求などの行為を駆逐する。また、国及び地方自治体が中小企業からの調達に配慮し、受注機会の確保や増大に努める。

#### 六. 中小企業向けの金融を円滑化する

不況、災害などから中小企業を守り、また、経営革新や技術開発などを促すための政策金融や、起業、転業、新事業展開などのための資金供給を充実する。金融供与に当たっては、中小企業の知的資産を始め事業力や経営者の資質を重視し、不動産担保や保証人への依存を減らす。そのためにも、中小企業の実態に則した会計制度を整え、経営状況の明確化、経営者自身による事業の説明能力の向上、資金調達力の強化を促す。

#### 七. 地域及び社会に貢献できる体制を整備する

中小企業が、商店街や地域経済団体と連携して行うものも含め、高齢化・過疎化、環境問題など地域や社会が抱える課題を解決しようとする活動を広く支援する。祭りや、まちおこしなど地域のつながりを強める活動への中小企業の参加を支援する。また、熟練技能や伝統技能の継承を後押しする。

#### 八. 中小企業への影響を考慮し政策を総合的に進め、政策評価に中小企業の声を生かす

関係省庁の連携は、起業・転業・新事業展開への支援策の有効性を高める。中小企業庁を始め、関係省庁が、これまで以上に一体性を強めて、産業、雇用、社会保障、教育、金融、財政、税制など総合的に中小企業政策を進める。その際、地域経済団体の協力を得つつ、全国の中小企業の声を広く聴き、政策効果の検証に反映する。

### (結び)

世界経済は、成長の中心を欧米からアジアなどの新興国に移し、また、情報や金融が短時間のうちに動くという構造的な変化を激しくしている。一方で、我が国では少子高齢化が進む中、これからは、一人ひとりが、力を伸ばし発揮することが、かつてなく重要性を高め、国の死命を制することになる。したがって、起業、挑戦意欲、創意工夫の積み重ねが一層活発となるような社会への変革なくしては、この国の将来は危うい。変革の担い手としての中小企業への大いなる期待、そして、中小企業が果敢に挑戦できるような経済社会の実現に向けての決意を政府として宣言する。

よい会社・よい経営者・よい経営環境をめざす

## 滋賀県中小企業家同友会

〒525-0059 滋賀県草津市野路8丁目13-1 KE草津ビル1階

TEL077(561)5333 FAX077(561)5334

E-mail [jimu@shiga.doyu.jp](mailto:jimu@shiga.doyu.jp)

公式ホームページ <https://shiga.doyu.jp/>